

## 犯罪被害者等に特化した支援メニューリスト（都道府県）

区分	メニュー	概要
経済的支援	1 見舞金	犯罪被害者又はその家族、遺族（以下「被害者等」とする）に対して直接資金提供を行うもの
	2 貸付金	被害者等に対して無利子等による貸付を行うもの
住居関係支援	3 宿泊支援	被害直後のホテル等の宿泊先を提供するもの
	4 公営住宅への優先入居	公営住宅への優先的な入居を配慮するもの
	5 転居支援	転居費用を助成するもの
生活関係支援	6 託児支援	被害者等のこどもの一時的な託児所への入所を無料で提供するもの
心理的関係支援	7 カウンセリング支援	公認心理師・臨床心理士等によるカウンセリングを提供するもの
法的関係等支援	8 法律相談支援	弁護士による法律相談を提供するもの
	9 弁護士費用支援	刑事裁判の被害者参加制度利用時の弁護士費用を助成するもの
	10 裁判傍聴等旅費支援	刑事裁判の傍聴時等の旅費を助成するもの
	11 再提訴費用支援	被害者等が損害賠償請求権の消滅時効を更新させるための民事裁判の再提訴等に必要な印紙代を助成するもの

犯罪被害者等に特化した支援メニューリスト（市区町村）

区分	メニュー	概要
経済的支援	1 見舞金	犯罪被害者又はその家族、遺族（以下「被害者等」とする）に対して直接資金提供を行うもの
	2 貸付金	被害者等に対して無利子等による貸付を行うもの
住居関係支援	3 ハウスクリーニング支援	被害者等が住んでいた自宅のクリーニング・修理等を行う費用を助成するもの
	4 一時避難支援	一時避難場所となるホテル等の費用を助成するもの
	5 公営住宅優先入居	公営住宅への優先的な入居を配慮するもの
	6 転居支援	転居費用を助成するもの
	7 家賃支援	転居した際の賃貸住宅の家賃を助成するもの
生活関係支援	8 配食支援	弁当や食事を無料で提供、若しくは、その費用を助成するもの
	9 ホームヘルプサービス支援	ヘルパー等を派遣して家事、育児、介護、付添い等の生活全般にわたるサービスを無料で提供、若しくは、その費用を助成するもの
	10 家事・介護支援	ヘルパー等を派遣して家事・介護サービスを無料で提供、若しくは、その費用を助成するもの
	11 一時保育支援	被害者等の就学前のこどもの一時保育費用を助成するもの
	12 学習支援	被害者等が扶養する学齢期の就学中のこどもの教育関係（家庭教師、塾）の費用を助成するもの
	13 修学支援	被害者等が大学等に進学する際の費用を助成するもの
	14 就労準備支援	被害者等が転職又は新たに就職するために必要な資格等の取得に要する費用を助成するもの
心理的関係支援	15 カウンセリング支援	公認心理師・臨床心理士等によるカウンセリングを無料で提供、若しくは、その費用を助成するもの
法的関係等支援	16 法律相談支援	弁護士による法律相談を無料で提供、若しくは、その費用を助成するもの
	17 裁判傍聴等旅費支援	被害者等が刑事裁判の傍聴時や証人出廷時等の旅費を助成するもの
	18 再提訴費用支援	被害者等が損害賠償請求権の消滅時効を更新させるための民事裁判の再提訴等に必要な印紙代を助成するもの
	19 真相究明費支援	被害者等が犯罪被害に関する情報提供を公衆に求める際の活動費用等を助成するもの
	20 立替支援金	加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得した被害者等から当該請求権を地方公共団体が譲り受けることを条件として、その金額と同額の立替金を支給するもの